

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調査者研修修了番号

sk18142
0801c001

③施設名等

名称：	児童養護施設 公德学園
施設長氏名：	山田 祥隆
定員：	60名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市新家3丁目7番8号
T E L：	06-6781-0236
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	1923/11/15
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 公德会
職員数 常勤職員：	28名
職員数 非常勤職員：	9名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	11名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	14名
有資格職員の名称（エ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	56室
施設設備の概要（イ）設備等：	中舎・小規模男女各2計4ユニット
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p>基本理念：仏教の慈悲の精神をバックボーンに、子供たちの人格を尊重し、安心感が得られる生活の中で、社会の健全な一員として自立を計れるよう、子どもの生活創造と自己実現への援助を行う。</p> <p>指導指針（私たちの目指す子ども像）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活と心を大切にする子ども ・仲間の生活と心を大切にする子ども ・主体的に生きる力を持つ子ども
--

⑤施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは縦割りの4グループに分かれ家庭的な雰囲気生活し、各グループはそれぞれの独自性を生かして生活・余暇・学習指導にあたっている。 ・小規模グループでは特に個別的な関わりを必要とする子どもを対象に小集団でケアしている。 ・子どもたちの自主活動を重んじてグループの活動費・日用品費・被服費・間食費等はグループの実状に合わせて子どもたちと話し合って使途している。
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/7/22
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/2/18
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

- ・大正12年11月観音寺住職故山田靈祥が「大阪少年公德学園」を設立し、昭和26年2月児童福祉法による養護施設に転換した。
 - ・現在2歳～18歳の養育困難や虐待等で保護者と暮らすことができない子どもたちが安全で安心した生活を送ると共に、社会に出て自立できるよう支援している。
- <特に評価が高い点>
- ・残業0、有給完全消化など勤務環境の改善が進み職員が定着している。ベテラン・中堅・若手職員のバランスが良く、協力して施設運営に当たっている。
 - ・職員は熱心に子どもたちの養護に当たっていて子どもたちの表情は明るく、将来の進路に福祉を選択する子どもも多い。
- <改善が求められる点>
- ・施設はボトムアップの経営を目指し、若手職員にも積極的な意見提起による経営参加を求めているが、必ずしも十分でない。
 - ・職員の当事者意識の向上のためには目標管理制度や給与・賞与と切り離れたオープンな人事評価制度が必要であり、制度の見直しを望む。
 - ・困難な課題ではあるが、施設長のリーダーシップのもと総合的な人事制度を確立することを望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を受けた内容については、施設内会議等にて検討・協議を行い、改善を求められた点については早急に着手しております。評価が高かった点については今後も継続して参ります。

今回の受審で評価事項を協議することに依り、園全体で問題意識を共有する事が出来、又その過程において職員個々のスキルアップにもつながったと思います。

今後も『子どもの最善の利益』となるよう職員一同より一層の処遇向上に取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針は施設内の各種文書や外部向け「施設紹介」等パンフレットに記載されている。理念は子どもたちが安全な暮らしの中で社会人として自立できるよう育てていく内容となっていて、基本方針は施設が目指す子ども像を具体的に示している。 ・職員には施設内研修で繰り返し周知されている。保護者には入所前に児童相談所から「施設紹介」等で説明していて、子どもには日常の関わりの中で示されている。 ・定期的に発行されている「学園だより」を工夫して子どもにわかりやすく周知することを望む。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は東大阪市の福祉団体連絡会の会長を務めており、各種会議に出席し情報交換をして全体ならびに地域の動向を把握している。 ・コスト分析は総務部門が行い健全財政が維持されているが、今後も施設入所を必要とする子どもの増加が見込まれるところから各種福祉計画の策定動向に合わせてデータ収集・分析を行い環境変化に対応していくことを望む。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況や課題は各種会議の意見を総務部門がとりまとめ理事会・評議員会に報告し改善策を協議・検討している。 ・経営課題の改善に向けた取り組みは職員会議の検討をもとに毎年の事業計画に反映され3月に施設長から全職員に周知しているが、処遇のあり方等について職員にうまく伝わっておらず結果として「ルールが厳しすぎる」など子どもたちの施設に対する満足度に低いところが見受けられる。職員が子どもたちに適切に対応できるよう職員に対する周知を望む。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営の中・長期計画は2010年に策定され2040年までを見とおしている。中・長期計画は経営理念の明確化に合わせて課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容が示されている。特に施設形態・児童定員・職員配置は2020年から5年ごとの4期計画として数値化されている。 ・財務的には積立金の使用計画が策定されているが、30年間の長期計画であるところから社会の環境変化に合わせて柔軟な見直し求められると思われる。 	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

・平成31年度計画は中・長期計画に沿ったものとなっているが、数値目標等は設定されていない。決算書・予算書は適正に作成され予算管理は厳格に行われているが、前年度事業計画→事業報告→当年度事業計画に継続性がない。
 ・事業計画は前年度実績の反省の上に立つ計画があると共に数値目標や具体的な成果等を設定し実施状況の評価を行える内容とすることを望む。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	---

【コメント】

・職員の意見集約や実施状況の把握は層別の会議体（グループ会／月1回→リーダー会／週1回→職員会議／月1回）を通して行われている。出された意見は総務部門で取りまとめ理事会・評議員会反映している。
 ・各種会議の中でベテラン職員・中堅職員と若手職員との間に年齢的・経験的なギャップがあり、若手職員の率直な意見が出にくい状況にあり、ベテランと若手との意思疎通が図られる体制の確保を望む。
 ・施設側はボトムアップの意見反映を求めているが、十分ではない。子どもたちの満足度向上のためにも若手職員の積極性向上の仕組みの確立を期待する。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
---	---------------------------------	---

【コメント】

・「施設の処遇方針」や「子どもたちのルール」については機会をとらえて子どもや保護者等に伝えているが、伝わっていない保護者もいる。
 ・子どもたちには毎年3月末に運営方針を説明しているが、施設の広報誌「学園だより」に分かりやすい内容の「事業計画特集号」を作り子どもたちに説明するとともに保護者宅に郵送するなどの工夫を望む。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="461 297 639 371">①</td> <td data-bbox="639 297 1577 371">8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</td> </tr> </table>	①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画に関する帳票として「自立支援計画」「支援報告書」「生活能力調査表」が作成されており、養育・支援について支援計画→支援の実施→支援の見直し→支援計画のサイクルが前期・後期年2回、回っている。 ・第三者評価はすでに2回受審しており、今回の受審に当たっての自己評価も職員が参画して行われた。 ・前回、前々回も含め第三者評価結果など、職員全体で話し合い検討する場を設けて現状の改善の見直しを進めることを望む。 			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="461 634 639 739">②</td> <td data-bbox="639 634 1577 739">9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</td> </tr> </table>	②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の向上に向けた組織的な取り組みが実質的には行われているにも関わらず外部から見えにくいのは文書化等による共有化が不十分なのではないかと。そのため内部の職員にも分かりやすく職員からも「評価は行っているが、分析・検討については組織的に行われていない」と認識が薄い、目的をはっきりとされた取り組みを設けることを期待する。 ・今後 次の第三者評価の結果を職員にフィードバックする場を設けて職員の目に見える仕組みの策定と実行を望む。 			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者 評価結果	
(1) 施設長の責任が明確にされている。			
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	
【コメント】			
・施設長の役割と責任は施設内文書「管理規定」「業務内容及び担当責任者」で明確に文書化し、毎年3月に次年度運営方針を全職員に説明する中で自らの役割と責任を表明している。 ・それに合わせて施設の広報誌「学園だより」に分かりやすい内容の「事業計画特集号」を作り自らの役割と責任を掲載する等の工夫を期待する。			
②		11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】			
・施設長はこれまでに十分な研鑽を積み、現在は東大阪市の福祉団体連絡会の会長を務め各種会議に出席し幅広い分野について理解している。 ・日常業務はベテラン職員が主に担っているが、自らも職員に対する法令等の周知の検証をする体制作りを望む。			
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	
【コメント】			
・施設長は東大阪市全体の福祉についての役割を担っている。 ・日常の業務はベテラン職員が主に担っており、特に大きな問題は発生していないが、次代を担う若手職員の能力向上に「目標管理」や「評価制度」など総合的な人事管理が求められている。 ・これらは困難な課題であるところから、その解決に施設長のリーダーシップの発揮を期待する。			
②		13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】			
・施設長は全体を統括する立場にいて指導力を発揮しているが、経営の改善や業務実効性を高めるため、課題解決になお一層の努力を望む。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画に「人材育成、適切な人事、労務管理の実践」が掲げられ、年度事業報告書にも「人材確保事業の実施」が記載されている。 ・福祉人材確保の具体的な施策として、「変形労働時間制」を導入して残業0の実現、年休完全取得など職員にとって働きやすい環境が作られている。 ・その結果、人材は確保・定着していて、職員は熱心に職務に取り組んでいる。 	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内文書「サービスの基準」が策定されその中に「期待する職員像」が示されている。 ・人事基準は「管理規定」「給与規定」「業務内容及び担当責任者」に定められているが、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を評価出来る仕組みの構築を望む。 ・採用から退職まで総合的な人事管理の仕組み、とりわけ目標管理・給与と切り離れた人事評価制度の構築を望む。 	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4週間単位の変形労働時間制を採用していて時間外労働は原則なく、有給休暇は完全に消化され、母性健康管理のための休暇等ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが行われている。 ・人材や人員体制の計画は中・長期計画や単年度計画に記載されているが、さらに職員の意見を取り入れることも考え、職員の希望をもとにした働きやすい職場づくりの取り組みを期待する。 	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理の仕組みはない。職員一人ひとりとはじめに努力しているが、施設の方針が子どもたちに十分伝わらず「ルールが厳しすぎる」等施設に対する不満につながっていると思われる。 ・現在目標管理の構築の検討がされているが、困難な課題であるところから施設長のリーダーシップが期待される。 	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育・研修に関する基本方針は就業規則に明示され、毎年度研修実施計画書が策定され実施されている。 ・施設内研修と施設外研修に分かれ階層別研修、処遇研修、人権研修、小グループ研修、処遇困難事例検討会議、事例検討会議等多彩な研修が行われている。毎年度は階層別研修を分析・評価して見直しを行っている。 	

③

19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

- ・年度研修実施計画書は全職員対象に研修項目ごと受講資格ごとに一覧表を作成し実施している。
- ・OJTはグループのリーダーから各グループの職員に対して行っている。
- ・施設が所属する機関が実施する研修会のほか職員各人が選択した研修会・講座に施設長の承認を受けて参加する。
- ・スーパービジョンの体制を構築しコンサルタントSVを配置している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】

- ・実習生の養育・支援については「業務のしおり」の「実習生受け入れに関して」に明文化している。
- ・受け入れ体制については「体制図」に明示され、業務内容は「業務内容及び担当責任者」の「実習生指導」の項に具体的に示されている。
- ・平成30年度は6つの学校から18名受け入れた。実習プログラムについて学校との協議は特に行っていないが各グループのリーダーが適切に指導している。学校側との懇談会は行っているが、継続的な連携を維持するための工夫が望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> </table>	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のホームページはないが、東大阪市のホームページに情報開示している。 ・施設のホームページは現在検討されている。 ・地域に向けた広報が不足していると思われる。広報誌「学園だより」を活用し地域への働きかけを行うことが望まれる。 				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> </table>	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営及び管理に関して必要な事項は「管理規定」に定められている。 ・職務分掌と権限・責任は「業務内容及び担当責任者」等に明確にされ、職員等に周知している。 ・内部監査としては事業報告及び決算について毎年監事の監査を受けている。 ・監事は会計の専門家が選任されている。 ・外部監査は公認会計士による点検を受けており、経営改善が行われている。 				

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり方については定款の中に「地域福祉の推進に努める」ことを定めている。 ・地域の青年団の引くだんじりに子どもたちが参加し貴重な引手として喜ばれている。 ・子どもたちの自主事業「子どもの広場」に学校の友人を招待している。 ・地域の企業等から食材の提供があり栄養士はそれらを工夫して子どもたちに提供している。 ・学校のPTAにも出席しているがさらに地域の人々との日常的なコミュニケーションを心掛けられたい。 		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を「業務のしおり」の「余暇指導・学習指導」の中に明文化している。 ・年度事業計画には「小中学校のPTA活動、地元青年会主催の秋祭り等にも積極的に参加していく」ことを明文化している。 ・余暇活動活動計画書を作成しボランティアを受け入れている。 ・茶華道の指導、音楽指導や子どもたちの学習指導等に元教師のほか子どもの通う中学校の先生が2人週1回来られるなど多彩なボランティアを受け入れている。 		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関・団体について連絡先を記載したリストを作成している。 ・施設長は東大阪市の福祉団体連絡会の会長を務め、必要な社会資源、関係機関との連携を推進する立場にある。 ・関係機関・団体との協働した取り組みはこれからの課題として積極的な推進を期待する。 		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は東大阪市の団体連絡会の会長を務め地域の福祉向上に努めている。 ・地域の自治会や青年団など地域住民との交流も行っている。 ・行政と委託契約を結び育児疲れの親に対してのレスパイトケア等としてショートステイ、トワイライトステイ等を実施している。 ・少子化や核家族化の進行・単身家庭の増加等に伴い、家庭や近隣社会における養育機能が低下してきており、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握を積極的に行うことが望まれる。 		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・定款には「地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する」と明文化され、年度事業計画には地域福祉サービスや社会貢献事業を行うことを記載しているが具体的な活動にまで至っていない。 ・児童相談所、社会福祉協議会に協力するなど行政との協力は行われているが、さらに進んで「子ども食堂」など地域における福祉ニーズに貢献することが望まれる。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】 ・施設の理念は「安全と自立」で子どもたちが「安全な環境」の中で将来「社会人として自立」できるよう養護がされている。 ・この基本姿勢は職員には施設内文書「サービスの心得」で示されている。職員は子どもの気持ちを聞くことを常に心がけると共に臨床心理士によるセラピーで子どもの「安心」と「日常生活の向上」を図っている。 ・引き続き定期的な把握・評価と改善を期待する。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】 ・「個人情報保護規定」を策定している。「業務のしおり」の最初に「倫理綱領」を記載し、職員には研修等で周知実践している。 ・子どもや保護者には「子どもの権利ノート」を児童相談所通して配布している。 ・施設の居室でも個室を設置するなど子どものプライバシーを守れるよう工夫している。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 ・施設の特性を紹介した資料としては「施設紹介」や「パンフレット」を用意していて、その内容は写真や図を使用し子どもや保護者に分かりやすく工夫している。 ・「子どもの権利条約」に基づいた公徳学園独自の「権利ノート」も作成している。 ・保護者の状況から周知できないこともあるところから情報提供について見直す工夫を行って頂きたい。	

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【コメント】

・養育・支援の開始に当たっては児童相談所が中心に行っていて、施設からは情報提供している。過程においては子どもの自主性が尊重されている。
・場合により全ての保護者等に説明している訳ではないが、説明できない状況について記録に残すとともに同意を得る様に望む。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

・退所時における説明等は児童相談所が担っていて、施設は日常的に伝えている。
・自立に備え「一人暮らしのハンドブック」を渡していて、退所後の子どもには生活処遇グループが定期訪問や電話で連絡を取り継続した生活相談を行っている。それらは口頭だけでなく実際の対応記録を残すよう望む。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

・子どもの満足度調査を実施している他、子どもの要望を月1回開催する職員会議で把握し、子どもたちの「自主活動委員会（子どもたちが助け合って自主的に活動する）」で職員がサポートしている。
・把握した結果を分析・検討する場は設けていない。分析・検討して改善する取り組みを行って頂きたい。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

- ・第三者委員会が設置され相談の仕組みを分かりやすく説明した掲示物が施設内に掲示されている。意見箱が設置されているがあまり意見が出ないこともあり、子どもたちが自主的に意見を入れる環境づくりを考えられることを期待する。
- ・日常的には各グループで聴取し解決にあたっている。
- ・積極的に資料の配布・アンケートの実施等を行ない子どもの苦情を、養育・支援の質の向上につなげる方法の検討を望む。

②

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

- ・第三者委員会・意見箱が設置され子どもや保護者が施設と相談するときの相談室も設けられている。
- ・相談に関する文書の作成・配布は行っていないところから広報誌等を活用し子どもや保護者に周知することを望む。

③

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

- ・施設は職員に施設内文書「サービスの具体的な方法と注意点」の中で子どもの話を聞き子どもの養育・支援に対し傍観者にならないことを求めている。
- ・時に職員の当事者意識の欠如から子どもに対する説明が不足していることが見られるので施設内文書「サービスの心得」を見直しマニュアルとして位置付けることを期待する。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内文書「公德学園組織図」「業務内容及び担当責任者」「業務のしおり（危機防止・危機対応）」から安全・安心な養育を目的とした体制が構築されている。 ・ヒヤリ・ハットを実施しているが、収集した情報を活用するためリスクマネージャーを選任してリスク分析と対策の実施を有効に進める体制作りを望む。 	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理と保健衛生は施設長の役割であることが管理規定で定められている。 ・職員には「管理規定・保健衛生」「業務のしおり・保健衛生」で周知されている。 ・感染症対策について毎年度「保健衛生実施計画書」を策定し責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ・毎年度「保健衛生実施計画書」に基づき職員に研修会で周知されている。 ・過去にノロウイルスが発生したときには適切な対応が行われた。 	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策は管理規定に基づき「業務内容及び担当責任者」に対応体制が定められている。 ・防災対策については毎年度「防災活動実施計画書」を策定し責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ・職員には「管理規定・災害対策」「業務のしおり・防災、避難マニュアル」で周知されている。 ・毎月避難訓練等を実施し児童・職員に防災意識を徹底している。 ・食料や備品等についても適切に備蓄されている。 	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 80%;">40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	b
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の標準的な実施方法については施設内文書「一日の流れと業務内容」として文書化されていて「心がけること」の項に子どもの尊重・権利擁護・プライバシー保護の姿勢が明示されている。 ・標準的な実施方法は階層別研修で周知され、実施されているかどうかはグループ会議、リーダー会議で確認し合っていて議事録に記録されている。 ・さらに養護の質の向上を目指して適切な養育支援が行われているか確認シート・チェック表等確認の仕組みを策定されることを望む。 				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 80%;">41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	b
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b		
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法が適切かどうかはグループ会議（毎日）→リーダー会議（週1回）→施設長の順に意見集約され、必要があれば見直している。 ・子どもからの意見聴取は制度的にはしていないが、職員が日常的に子どもの声に耳を傾け集約している。特に子どもの守るルールについては時代に合わせて見直しており、アルバイトや冷暖房の使用・入浴の頻度について変更された。 ・検証・見直しにあたり職員や子どもの意見がボトムアップで反映されるような制度的仕組みについて検討されることを期待する。 				

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【コメント】

- ・自立支援計画は担当職員が策定している。アセスメントは「生活能力調査表」に基づき行われている。
- ・「自立支援計画」は子ども一人ひとりの現状・課題について具体的な内容になっている。
- ・職員間の協議はグループ会議・リーダー会議で行われている。
- ・子どもに自立支援計画を口頭で伝えているが、説明不足での行き違いの内容見直しを望む。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

- ・自立支援計画は年2回見直されている。支援報告書で計画書に定められた支援の効果を評価し今後の課題・支援に結びつけている。
- ・支援報告書は生活・対人関係・学習・心理面・保護者の項目についてそれぞれ分析し対策が講じられている。職員間の計画内容の共有化のため職員への周知の手順を定めることを期待する。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

- ・管理規定で「施設の運営管理の状況を明らかにするため、記録を保管しなければならない」と定め、職員には「業務のしおり」の「記録（児童・業務）会議について」により周知している。
- ・子ども一人ひとりの自立支援計画・支援報告書が記録として適切に作成・管理されている。
- ・自立支援計画・支援報告書の様式は丁寧な項目に分類されており内容や書き方に差異が生じないよう工夫されている。
- ・計画の前提となる「生活能力調査表」は詳細に文書化された項目ごとにできているかどうかチェックするところから子どもを観察する上でも活用できるものとなっている。
- ・グループ会議・リーダー会議・職員会議が定期的に行われ全職員の情報共有がなされている。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

- ・個人情報保護規定を策定し、子どもの記録の管理、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めていて個人情報保護管理者は施設長である。
- ・記録の管理について職員への研修が行われており、職員は順守している。
- ・子どもや保護者等への説明の機会を作られることを望む。

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ・施設では子どもの権利擁護並びに虐待対応マニュアルを作成し、職員は日ごろから子どもの心身の状態や家庭での生活・支援の状況を把握し予防的な支援、早期発見に努めている。 ・就業規則・「業務のしおり」などに職員のあるべき姿・また体罰等についても罰則が定められ、職員朝礼や職員会議において職員に周知徹底がなされている。 ・職員は施設がSV（スーパーバイズ）契約している大学教授（臨床心理士）を招き、研修会（事例検討）を開催し、相談や権利擁護について協議・検討し、職員の面談も実施・依頼している。 ・子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、子どもや保護者などの信教の自由が入所の妨げにならないよう支援している。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 ・入所時に児童相談所職員、保護者とともに「権利ノート」について職員からわかりやすく年齢に応じた説明や読み合わせを行っています。 ・幼児期は言葉の意味が理解しにくいことを理解し、日常生活の中で子ども一人ひとりが大切な存在であることと人間の尊厳について事例を通して分かりやすく伝える取り組みがなされている。 ・職員はケース会議内や研修会で個々に振り返り、職員が言葉や行動で示しながら、子どもが安心できることを生活の中で実感できるよう努めている。 ・職員は子どもたちに意見・相談・要望などがあるときはいつでも意見を書いて意見箱に投稿できることを伝えている。 ・意見や要望に対しては苦情・相談受付担当者が問題を解決して、各部屋のリーダーから口頭で子どもに返している。 ・困難事例に対しては担当者が中心となり、児童相談所職員・関係機関と連携を取りながら、問題解決に取り組んでいる。職員は障がいのある子や弱い立場にある子どもに対してもその子の能力に応じてコミュニケーションを図る努力をしている。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ・子どもの生き立ちについては子どもの知る権利を優先し、個別の事情に配慮しながら、児童相談所職員・保護者の協力を得て伝えるようにしている。 ・子どもが自分の生き立ちについて知りたがった時のみ伝えるように支援している。内容や伝え方など職員間で十分に検討し対応に努めている。 ・事実を伝えた後はその子に応じたフォローをし、時にはゆったりと寄り添いながら子どもの言動や変化に注意を払い対応している。 ・施設では子どもの成長記録として、年に1冊アルバムを作成し渡す取り組みがなされている。	

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

・被措置児童虐待対応ガイドラインを理解し、子どもとの関わりにおいて不適切な対応をとらないよう意識を高めている。
・虐待防止法に関しては年間施設研修計画に年に1回開催し、就職2～3年目の職員に対しては「子どもの権利について」研修を実施している。
・また日常のミーティングやケース会議において子どもの対応や職員の感情の調節など振り返りをしながら虐待を起こさせない（縦割り養育の実施に当たり、基本的に複数制を採用）環境づくりに努めている。
・子どもたちにはプライバシー保護のため、他人の部屋へ入る時は本人の許可を得て入室するよう指導している。
・施設の就業規則には体罰防止などに関する事項を明記し、不適切な対応があった際には厳正に処分がされる仕組みが整っている。
・被措置児童虐待の届出・通告制度について説明した資料を子どもなどに配布、説明や掲示物を掲示するまでには至っていないが、可能な範囲での共有方法の検討を望む。
・府社協から提供される掲示物の掲示は面談室などに掲示しているが施設独自の説明資料や掲示物を作成し、子どもたちがいつでも目に留まり、行動が起こせるように取り組んでいくことを望む。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

b

【コメント】

・各棟ごとに生活の決まりは様々なものとなっており、子どもたちが主体的に生活ができるよう職員は関わりを持ち共同生活の中で生じる問題や課題についてできるだけ子どもに寄り添って、問題解決に向けて努力をしている。
・入所時は全児童に小遣い帳を配布し、記録ができない子供に関しては職員が替わって書くよう支援している。
・子どもは欲しい玩具やDSなどは施設から毎月支給（年齢によって異なる）される小遣いを貯め、一定の金額に達したら、職員と相談して購入するなど、計画的な金銭管理や金銭感覚が身に付くよう支援している。
・子どもたちが問題や課題について主体的に検討する機会を確保するまでには至っていないが、子どもが全体に関わる問題や課題については子どもの自治会を中心とした話し合いによって解決に導くよう取り組んでいくことが望まれます。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

・入所時に児童相談所職員・保護者とともに入所のしおり（学園のあらまし）パンフレットを活用してオリエンテーションを行い、下駄箱・ロッカーなどを用意して、温かく迎える準備をして不安除去に努めている。児童相談所職員とは絶えず子どもの様子や情報交換をして連携を取りながら支援している。
・保護者担当職員を決め、児童記録を色分けし、保護者や児童相談所職員との連携記録や家庭復帰へ繋げるよう体制を整備している。
・家庭復帰後の子どもの様子は担当者が電話で様子を窺いながら暮らしぶりを把握し、退所後も関わりが途切れないうように継続的に支援されている。困った時にはいつでも相談するよう状況を把握し支援している。
・自立している子どもに関しては電話で近況を知らせるよう声掛けして支援している。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・退所するにあたっては引き取り先住所を児童生活記録にアフターケア簿を作成し、詳細事項に関してはファイリングして保管している。退所後も施設にいつでも相談できる体制を整えながら、家庭支援相談員を中心にアフターケアに努めている。
- ・高校卒業が近づくと職員の指導もとで洗濯・料理・経済観念など生活能力の課題や目標を立てる取り組みがなされている。
- ・退所後も継続した関わりを持ち、就職先や居住先からの問い合わせにも対応しながら本人に寄り添った対応がなされている。
- ・弁護士事務所が中心となっているNPO法人に在園時より会の紹介をして希望者に対しては入会を勧めている。
- ・今後は卒園者が集まれる機会や入所児童・職員との交流機会を持つことを期待する。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

b

【コメント】

- ・職員は子どもの生活歴や心理的課題を把握したうえで、日常の中で子どもの存在を認め子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め子どもたちを理解するよう努めている。
- ・担当職員は言葉がけによる仕草や言動、些細な態度や表情に注意を払い信頼を築くよう支援に努めている。子ども自身が担当職員に話しにくい相談があった際には他の担当職員が話を聞き支援している。
- ・職員は子どもを理解するスキルアップ研修・取り組みが実施され、職員会議・ケース検討会議・リーダー会議における専門職間の連携・機能化も確立されている。
- ・施設独自のアンケートは実施されていないが、今、子どもたちが何を考え、何を求めているか？どんな要望や悩みを抱えているかなど検討しながら、アンケートの実施を望む。またアンケート結果の集計・分析の結果を踏まえ、より発展的な支援を期待する。

② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・子どもたちは各棟ごとに生活し、子どもと職員が身近に関わることによって、信頼感や基本的欲求を表出しやすい関係を築けるよう取り組んでいる。
- ・子どもの欲求は限りないことを理解し、要求の把握が十分にできているか職員も課題として捉えている。施設では年齢に応じた生活日課・生活上の約束事を作成し職員と子どもたちはお互いに決まりに沿いながら信頼関係を構築している。
- ・職員は子どもとの面談時にはできる限り複数の職員が面談をするよう支援している。施設のルールについては入所時に児童相談所職員・保護者などに丁寧に説明し、了解を得ている。
- ・理解困難な子どもに対してはその子の能力に応じてその都度繰り返し説明をして理解を求めている。
- ・夜間子どもたちが目覚めた時は子どもたちが不安にならないよう宿直室に知らせるよう日頃から指導している。宿直室は児童居室と隣接している。

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

a

【コメント】

- ・生活援助の中で子どもたちが主体的に解決する姿勢で関わり、触れ合いながら子どもの言葉や表情で今の心の動きをくみ取るよう取り組んでいる。
- ・子どもの年齢に応じて出来たことや頑張ったことは大いに褒め、言葉が少なかったり表情が硬いときは声掛けをして状況を見ながら助言し対応している。つまずきや失敗を一緒に乗り越え、子どもと一緒に生活しながらこれからの目標づくりを目指しながら声掛けをして支援に努めている。
- ・朝夕に忙しい時間帯には職員が一人で行動することがないように人員の充足をはかり、複数単位で業務をこなしていけるよう支援している。

④

A11 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

・職員は子どもたちの年齢や発達に応じて、日常的に子どもの遊びに関わり、運動や文化等好きなものに打ち込めるものを一緒に探し経験を促している。

・施設内には年齢段階に応じた図書などの文化財・玩具・遊具が用意されており、子どもたちもよく利用している。遊具点検台帳を作成し、2週間に1回点検し、故障部所は直ちに業者に修理を依頼し、子どもたちの安心・安全に努めている。

・学校・地域との連携、ボランティアの受け入れも積極的に実施され、ピアノ・空手・茶華道・中学校の先生の学習ボランティア（土・日曜日）近畿大学の学生の遊びなど多岐に渡って取り組んでいる。

・また施設からも地域へ定期的に清掃作業への参加や救護施設へのボランティアを中学生・高校生が参加して交流を深めている。

・毎年秋には施設内行事で地域の子どもたちや学校の友達・保護者等を施設に招待して、ゲームや遊びを通して交流している。ゲームの企画は子どもたちが自主的に担った。終了後はアンケート調査も実施している。

⑤

A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

・基本的な生活習慣の確立、社会常識、社会規範の習得については児童生活記録や自立支援計画として立案され、その子どもの能力にあった指導の仕方子どもが「どうしてしなければいけないか」を理解するまで何度も繰り返し養育・支援をしている。

・子どもたちの部屋はぬいぐるみや子どもらしい飾りつけで生活感のある雰囲気になっている。子どもたちは年2回嘱託医や医療機関による健康診断を実施し、健康管理に留意している。病気のため内服薬を服用している子どもに対しては職員が服薬管理し、服薬するまで様子を観察するためのチェック表を作成している。

・インフルエンザやノロウイルスの疑いのある子どもに対しては隔離（個室）し、蔓延防止に努めている。

・子どもたちの要望や希望で携帯電話の使用を許可する場合は子どもの能力に応じて高校生以上と決めている。ただし自分の小遣い範囲内で料金が払える子どもに限っている。

・子どもたちが積極的に地域社会への参加をできるよう社会見学・福祉施設等の社会資源の活用が望まれる。

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

・食事は基本的に小規模グループホームの子どもを除いては全員1日3回（学校給食）を含む食堂にて朝・昼・夕と時間を決めて摂っている。

・食事は温キヤビネットが用意されており、栄養士が献立メニューを作成し、調理員が食事を調理している。

・食事中は学校の話や友達の話で子ども同士のコミュニケーションの場となり、リラックスして食べている。

・年に1回子どもの嗜好調査で好き嫌いや食べてみたい食品・献立などを聞き反映している。

・アレルギーのある子どもに対してはアレルギー除去食を用いて対応している。

・子どもの健康状態に応じ、熱や下痢の時など細やかに特別食を作る等で対応している。

・残食の記入をしている。

・栄養士は子どもたちと調理実習やケーキを焼いたり、また子どもに気軽に話しかけたりして、コミュニケーションを図っている。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

・子どもは自分で衣服を選んで着替えており清潔なもの・季節に合ったもの、TP0に合わせて選択ができるようにし、名前など記入している。
・洗濯は中学生以上は自分で洗濯をしている。小学生以下はリネン室で専任の職員が洗濯・乾燥・分別作業をしている。
・子どもたちには衣料費が支給されており、自分の好きな服を低学年は職員同伴でスーパーなどに買いに行っている。中学生や高校生は自主的に自分の気に入った服を選び最近の流行も取り入れながら、買い物を楽しんでいる。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

・施設の中庭には色々な草花や植木が植栽され、季節季節の花が楽しめるよう工夫されている。また遊具も安全性を考慮した配置となっており、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境になっている。
・共有のスペースのリビングは掃除が行き届いて、清潔に保たれている。
・中・高生は個室や本人たちの希望で2人部屋を提供している。小学生は4人部屋や共同部屋で共に暮らし、宿題や遊びの中で、お互いにコミュニケーションの場として仲良く暮らしている。
・小規模グループは中学生・高校生・大学生が共同で生活して、基本的には一人ひとり個室が与えられてプライバシー保護の面からも配慮されている。
・子どもたちは基本生活習慣を身につけて、挨拶などもしっかり躰られている。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

・職員は日ごろから子どもの健康状態を把握し、特に体調に異変がある子どもについては職員間で共有し適切な医療に繋げるよう努めている。
・嘱託医による健康診断を受け、また情緒や発達に関しても、日ごろから関わりを持ちながら注意深く観察し、必要に応じて専門医の協力も得ながら、適切に対応できるように支援している。
・施設は整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科などの専門医と連携し、継続して支援を行える体制を整備している。緊急時は臨機応変に対応し、適切な処置が受けられるように支援している。
・感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）に関しては職員全体で研修会を開催し、予防や対策に努めている。感染症発生・疑い時には個室や空き部屋を使用し、隔離するように蔓延防止に努めている。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

・職員は性をタブー視せず、個々の成長段階に応じて子どもの疑問や不安に答えるよう努めている。
・子どものお互いの接し方については気になる際に自分を守るよう伝え、日ごろに生活の中で自然体に関心して必要に応じて命の尊さを伝えている。
・NPO法人CAP（子供への暴力防止）JAPANセンターより子どもたちに対して「安心・自信・自由」について基本的なことを研修で学んでいる。
・職員は「業務のしおり」の問題行動に対する未然防止策の項目に「性」に対することについて文章化され周知がなされている。
・以前は助産師や専門講師を招き講演や学習会を開催していたが、現在は学習会をするまでには至っていない。
・子どもには定期的な学習の機会やカリキュラムの用意など個々に応じた性教育の実施について検討することを望む。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

・子どもの行動上の問題については子どもの背景を理解し、必要に応じておこった経緯や当事者の話に耳を傾けながら、心情の理解に努めている。
・お互いに気持ちよく過ごせるよう必要に応じて各グループ間の調整を図りながら児童相談所や関係機関と協議し対応方法を検討している。
・行動上問題のある子どもに関しては自立支援計画の対人関係項目にその子の特徴を詳細に記録し支援計画に繋げ、職員全体のケース会議で協議・検討し支援している。ケース会議においてその子の人格を否定しないよう話し合いながら、対応方針の統一に努めている。
・職員はスキルアップのため常に研修や学習会など適切な援助技術を習得できるよう努力している。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

・段階的養育・支援の中で子ども同士に問題が生じることがある。子ども同士の関わり方に注意を払い、職員は日ごろから子どもたちに対して気持ちや接し方の手本となるよう関わり方を言葉や態度で伝えるよう努力している。
・生活グループの構成は子どもの特性によって考慮し、その子どもの過ごしやすいように話を聞くなど職員間で統一した支援をしている。
・子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には施設内マニュアルに沿って職員全体で取り組んでいく体制が構築されている。
・また「業務のしおり」に暴力問題発生時の対応等についてフローチャートにして図式化され、全職員に周知徹底されている。児童相談所・関係機関・保護者へ連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制が構築されている。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

・施設には臨床心理士が2名配置され、心理療法室にて心理検査や心理的ケアが必要な子どもたちに関して週1回プレイセラピーが実施されている。
・自立支援計画書に心理面の項目に課題・現状を立案し、支援計画の中で子どもの考え・態度・思いを伝えるなどアセスメントしながら理解するよう都度話し合い、言葉がけをして対応できるように支援している。
・心理的支援の目的を施設全体で共有し、月1回リーダー職員と連絡会議を開催し、情報交換をしている。「心理療法・家族療法実施計画書」作成し、保護者や家族における様々な心理的・行動的に困難な家族を理解し、解決に向けた取り組みも実施している。
・臨床心理士は常に子どもと関わりながら、児童相談所と連携し、対象となる保護者などへ助言・援助を行っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

・小学生は下校後宿題や復習を基本とし、中学生は学習ボランティアの中学校の先生2名（金曜夜7時～8時迄）による補習と地域の塾を活用しながら、落ち着いて学習できるように支援している。
・大学生4名は奨学金制度を活用しながら、大学へ通っている。
・職員はわすれ物や宿題の未提出の状況など子どもの学力を把握しながら、職員が勉強（平日の3～5時）に付き添い学習力を上げる取り組みがなされている。
・障がいのある子どものために小学校の特別支援学級や特別支援学校などへの通学を支援している。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

・職員は日常生活の中で進路の意向について早い段階から子どもから考えを聞きながら、進路決定に必要な資料や情報を準備し、将来の方向性について、子どもに寄り添い一緒に考える機会を持つようにしている。
・進路決定については保護者・児童相談所職員の意見も聞きながら、自立支援計画に沿って支援している。進路の決定は経済的な問題も大きいことを理解し、本人の能力や生活への意向を確認しながら、子どもに応じた奨学金制度の情報も提供し支援している。
・現在は中卒児・高校中退児などに該当する子どもはいないが、該当する場合は就労させながら施設入所を継続して支援に努めていくことを期待する。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

・アフターケア事業部との連携のもと、高校生としての生活態度を大切に職場体験を子どもたちの意見を聞きながら、実施している。
・アルバイトに関しては夏休みや週末の土・日、学校や施設の許可を得て、学業に支障がないように推奨し働くことの尊さや、その仕事に必要な技能やマナーを身につける機会として役立てて欲しいとの考え方で支援している。
・また在学中各種資格（運転免許証・介護士ヘルパー・など）取得にも積極的に取り組んでいる。実際、介護職への進路について悩んでいる高校生には介護福祉施設へのアルバイト体験を勧めて就職に繋げたケースもある。
・職場体験や実習は子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となるので、施設は実習先や体験先の開拓を望む。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

・担当指導員及びグループリーダーが保護者との面会に同席し、親子関係の調整・相談に取り組んでいる。児童相談所との連携で家庭再構築のために支援を行っている。外出時や一時帰宅時は児童相談所と相談し、家族との信頼関係づくりに努めている。外出や一時帰宅後は子どもの様子を注意深く観察し、保護者などによる不当な関わり時には必要時は臨床心理士によるセラピーを実施している。
・子どもと保護者の心情を理解しながら学校など行事の案内（学園だより）を毎月保護者・関係機関に送付し、協力を得られるよう努めている。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

・児童相談所と協議の上、担当指導員及びリーダー職員が、面会の時や外出の時など職員が立ち会い、家族との再構築に向けた支援に努めている。
・保護者が親子関係に悩みや相談事がある場合には施設では臨床心理士が毎週（土・日）10時～18時迄待機し、保護者の相談に乗る仕組みが確立されている。
・親子生活訓練室は準備されているが現在のところは利用されていない。